

特記仕様書

国有林野情報管理システム利用について

(利用申請書の提出)

- ・契約後、受託者は事前に「国有林野情報管理システム利用申請書」を発注署へ提出し、仮想デスクトップ利用登録の承認及び国有林野情報管理システム（以下、刷新システムという）利用のため使用者番号の発行を受けること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に必要なとなる設備、備品及び消耗品等については受託者の責において用意すること。

(立木調査データ取り込み及び収穫復命書の作成等)

- ・立木調査データは発注者が指定するプログラム「AB1AM040_立木調査野帳入力_V01L02」等に入力し、CSVデータを刷新システムへ取り込み等行うこと。またエクセルデータも指示がある場合は提出すること。
- ・刷新システムへの取り込みや収穫復命書の入力の方法は、別添マニュアル「早わかり収穫復命書入力～調査野帳等確定」「収穫復命書作成の手引き」「国有林野情報管理システムかんたん導入マニュアル」を参考に実施すること。不明な点等ある場合は監督職員等へ連絡し指示を受けること。
- ・収穫復命書情報入力の項目については、契約後に手交する復命書情報入力一覧のとおりとする。
- ・立木調査野帳の元データと刷新システム取込後の立木調査野帳との整合性をとること。
- ・作成書類については、調査項目及び作成書類一覧、仕様書等のとおりとするが、不具合等がある場合は監督職員等と打ち合わせのうえ作成すること。

襲用による収穫調査について

(襲用元と襲用先)

- ・襲用元とは、標準地調査を実施する林小班のことをいう。
- ・襲用先とは、襲用元の調査データを用いて材積等算出する林小班のことをいう。
- ・襲用先となる林小班は、調査内訳明細等の備考欄に記載した襲用元データを使用し材積等算出すること。

この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議すること。

